

（通路）

**第23条** 通路は、安全かつ容易に通行できるものでなければならない。

2 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車には、告示で定めるところにより、乗降口から座席へ至ることのできる通路を設けなければならない。ただし、乗降口から直接着席できる座席については、この限りでない。